平成２４年（フ）第５６９号
東京都葛飾区細田５丁目11番17号
破産者　株式会社チューテツプロダクト
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８１８号
東京都江東区福住１丁目14番７号
破産者　株式会社小川クラウン
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９６５号
東京都中央区日本橋久松町13番１号
破産者　ヤマダ服飾株式会社
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２３号
東京都新宿区西五軒町４番10号
破産者　有限会社蒼穹プロセス
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５２４号
千葉県松戸市大金平１丁目48―２
破産者　高橋　義雄
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５５４号
東京都新宿区大久保３丁目11―１―406
破産者　後垣由美子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９７２号
東京都渋谷区千駄ケ谷５丁目６番15号
破産者　株式会社パスティーク
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１８７号
東京都港区芝浦３丁目15―７―802
破産者　大橋　義弘
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１９０号
神奈川県横浜市都筑区池辺町4445番地
破産者　株式会社ＨＣＳ
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１９１号
神奈川県横浜市都筑区池辺町4445番地
破産者　有限会社幸和
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１９２号
神奈川県横浜市神奈川区六角橋４丁目11―４―202
破産者　仲間　勇人
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１９３号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東２―23―14―Ａ１、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東５丁目６番35号
破産者　株式会社コムテック
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１９４号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東２丁目23―14―Ａ―１
破産者　高橋　一成
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３４２号
東京都板橋区蓮根２丁目29番12―205号
破産者　ワイエスケー鋼業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３５８号
千葉県柏市南増尾６―２―22―３、商業登記簿上の本店所在地千葉県柏市逆井４丁目47番12号
破産者　有限会社神前工務店
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３５９号
千葉県柏市南増尾６丁目２―22―３
破産者　神前　耕一
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３６０号
石川県金沢市北安江３丁目７―10
破産者　神前　征子
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３７３号
千葉県千葉市稲毛区園生町397―24
破産者　友利　　武
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３７６号
東京都北区浮間２丁目１番29号
破産者　株式会社エヌ・ワイ・エンジニア
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４２６号
東京都杉並区高円寺南４丁目49番１号
破産者　キッズＳ株式会社
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４３１号
東京都品川区小山３丁目19番８号
破産者　株式会社オプティックベリテ
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４６１号
東京都豊島区東池袋１丁目36番３号
破産者　株式会社アートコスモ
1　決定年月日　平成24年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部